

テーマ別評価

「ドナーにおける民間投融資事業評価の比較分析を通じた海外投融資事業評価手法の検討」

平成 29 年 12 月
(2017 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

委託先
有限責任 あずさ監査法人
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社

評価
JR
17-70

目次

第1章 調査の概要	1
1-1. 調査の背景、目的.....	1
1-2. 実施体制、日程等.....	1
第2章 主要ドナーにおける評価手法の調査	3
2-1. 国内調査及び現地調査概要	3
2-1-1. 国内における文献・ウェブ調査	3
2-1-2. 現地調査	3
2-2. 各機関における評価フレームワークの概要	4
第3章 JICA 海外投融資事業評価手法の検討.....	13
3-1. JICA 海外投融資事業評価手法の検討（評価項目・視点・留意事項等に関する協議）	13
3-2. JICA 評価項目案.....	18
3-2-1. 評価5項目に基づく評価.....	19
3-2-2. JICA の役割・貢献、アディショナリティ	23
主な参考文献一覧	26
別添資料	- 1 -
別添1 海外投融資事後評価レファレンス（案）	- 1 -
別添2 海外投融資評価方針スケルトン／事前事後比較表（ひな形）（案）	- 8 -
別添3 海外投融資外部事後評価報告書作成要項・ひな形（案）	- 13 -
別添4 海外投融資内部評価結果票ひな形（案）	- 21 -

第1章 調査の概要

1-1. 調査の背景、目的

2012年10月より本格再開した海外投融資は、有償資金協力業務の一環として事後評価の対象となるが、「JICA 事業評価ハンドブック（2016年5月）」に記載のある有償資金協力業務の評価手法は円借款事業を想定したものであり、民間活動支援を通じた経済協力を行う海外投融資については、その特徴を踏まえた適切な評価手法を検討する必要がある。主要ドナー機関は開発途上国の民間セクター向け投融資を多数実施し、確立された評価方法の下で事後評価を行っている実績を有するため、主要ドナー機関が行っている投融資事業の事業評価のアプローチ、評価項目、評価に係る視点、レーティング手法等を比較・分析し、それらを踏まえたうえで JICA における海外投融資事業の評価手法を検討することが有用である。

本調査は、主要ドナー機関における民間セクター向け投融資事業の事業評価実施状況を、事前・事後評価段階での評価アプローチ、評価項目、評価に係る視点、レーティング手法等の視点から比較・分析を行い、その結果を踏まえ、JICA における海外投融資事業の評価手法案の作成を行うものである。なお、事後段階の評価アプローチを主な検討対象とし、その結果として事前段階で必要な評価アプローチを補足的に検討する。

1-2. 実施体制、日程等

(1) 実施体制

本調査では、有限責任 あずさ監査法人および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が共同事業体を組成し、業務を実施する。事業全体の実施体制と役割は、以下のとおりである。

実施体制	主な担当分野
有限責任 あずさ監査法人	総括
	業務評価手法
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	金融審査

(2) 業務実施スケジュール

本事業の業務スケジュールは、以下のとおりである。

作業項目	期間	2017年									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
(1) 主要ドナーによる評価手法の調査											
1) 国内における文献・ウェブ調査											
2) 国内におけるインタビュー調査											
3) 現地調査											
4) 比較表の作成											
(2) JICA 海外投融資業務の評価手法の検討											
1) 実施プロセスの把握											
2) 海外投融資事業への適用可能性・課題の検討											
3) 評価項目・視点・留意事項の整理											
4) 海外投融資事業の評価ツールの開発											
(3) 各種レポート及び最終報告書の作成											
業務計画書											
インテリム・レポート											
検討会資料・議事録①											
検討会資料・議事録②											
最終報告書											
【会議等】											
第一回検討会											
第二回検討会											

凡例： 事前作業期間 現地業務期間 国内作業期間 報告書等の説明 その他の作業

第2章 主要ドナーにおける評価手法の調査

2-1. 国内調査及び現地調査概要

2-1-1. 国内における文献・ウェブ調査

世界銀行国際金融公社（International Finance Corporation、IFC）、アジア開発銀行（Asian Development Bank、ADB）および欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development、EBRD）の3機関の主要ドナーの民間投融資事業のうち、融資・出資事業に関する個別事業の事業評価手法の特徴を、それぞれの主要ドナーが公表しているリソースを活用した文献調査によって整理・分析した。また、主要ドナーによる評価手法の調査においては、EBRDの東京事務所へのヒアリングを行った。

2-1-2. 現地調査

主要ドナー評価関係部門等へのインタビューにより、必要な追加情報の収集を行うとともに、主要ドナーの民間投融資事業の個別事業評価の実務上の課題、評価手法の改善に向けた取組み（開発効果の捉え方、教訓・提言の活用方法、評価ガイドラインやガイダンスの整備・活用状況、モニタリング手法を含む）等について調査した。インタビューをした機関及び日時は以下の通りである。

日時	機関名	部署
2017年7月10~11日	国際金融公社(IFC)	・ IEG Private Sector Evaluation
2017年7月13日	欧州復興開発銀行 (EBRD)	・ Evaluation Department ・ Environment & Sustainability Department ・ Municipal and Environment Infrastructure
2017年7月25日	アジア開発銀行(ADB)	・ Independent Evaluation Department

2-2. 各機関における評価フレームワークの概要

文献・ウェブ調査及びインタビューによって得られた情報により、各機関における評価フレームワークの概要を以下に記載する。

大項目 各機関の特徴				
中項目	小項目	IFC	EBRD	ADB
特色		IFC 3.0 では「市場を作る」「市場の効果を高める」ことを重視している。PSD (Private Sector Development) を重視し、これによって、世銀の twin goal である、poverty reduction と shared prosperity 実現に貢献することが想定されている。	8割が民間を対象とする投融資。市場経済移行(Transition Impact)に資するプロジェクトであることが必要。Transition Impactには、例えば、国営企業向けのソブリンローンをいずれは商業ローンに移行していくこと等がある。	ADB の事業は、90%がソブリンプロジェクト、10%がノンソブリンプロジェクト。Developing Member Countries (DMCs)のノンソブリン向けにインフラ開発、中小企業向け金融やハウジングローン、プライベートエクイティ出資等を実施し、急速な都市化、気候変動対策、水・電気需要への対応、貧困・不平等の削減、そして SDGsの達成を目指す。
投融資承認額(FY2016)		WB 全体 64,185 百万米ドル うち IFC 11,117 百万米ドル (Long-term commitments)	9,390 百万ユーロ	13,309 百万米ドル うちノンソブリン 1,794 百万米ドル

大項目 事後評価(概要)				
中項目	小項目	IFC	EBRD	ADB
評価の対象		IFC が実施する投融資及びアドバイザーサービス(TAAS)	EBRD の評価制度ガイダンス(Policy、Guidance Notes)は、TA も含め各スキーム共通。	PPER Guidelines の対象は、ADB が実施する Nonsovereign Operations(NSOs) : 官営・半官半民の機関又は民間機関に対する政府保証の付かない保証・融資・出資。
評価の目的		Bank Group のポリシー、プログラム、プロジェクト、プロセスのパフォーマンスを測り(Accountability)、どのような文脈で何が機能するのかを知ることである(Lessons)。	<ul style="list-style-type: none"> ・証拠に基づいて客観的にプロジェクトの目標値に対するアウトプット・アウトカムを評価することによって説明責任を果たす(Accountability)。 ・評価結果の発見から将来の事業のための組織としての学習(Learning)を導き出す。 	説明責任(Accountability)を強化し、ADB の将来の事業を改善するための教訓(Lessons)を明確化する。
独立評価局の概要	名称	Independent Evaluation Group(IEG)	EBRD Evaluation Department (EvD)	Independent Evaluation Department (IED)
	役割・責任	IEG は、評価ガイドラインの制定や提案された評価結果の実践、レーティング付与の指針、レッスンの書き方等、IFC の評価インフラ整備の責任を有する。	EvD は、評価の方針と手続き、および EBRD の全体的な評価プログラムの監視と実施について主要な責任を担っている。	—
	人員数	IEG 職員数:109(FY2016)	EvD 職員数:18(FY2016)	IED 職員数:51
	予算規模	評価予算:34.3 百万米ドル(FY2016)	評価予算:2.64 百万英ポンド(FY2016)	評価予算:11.64 百万米ドル(FY2016)

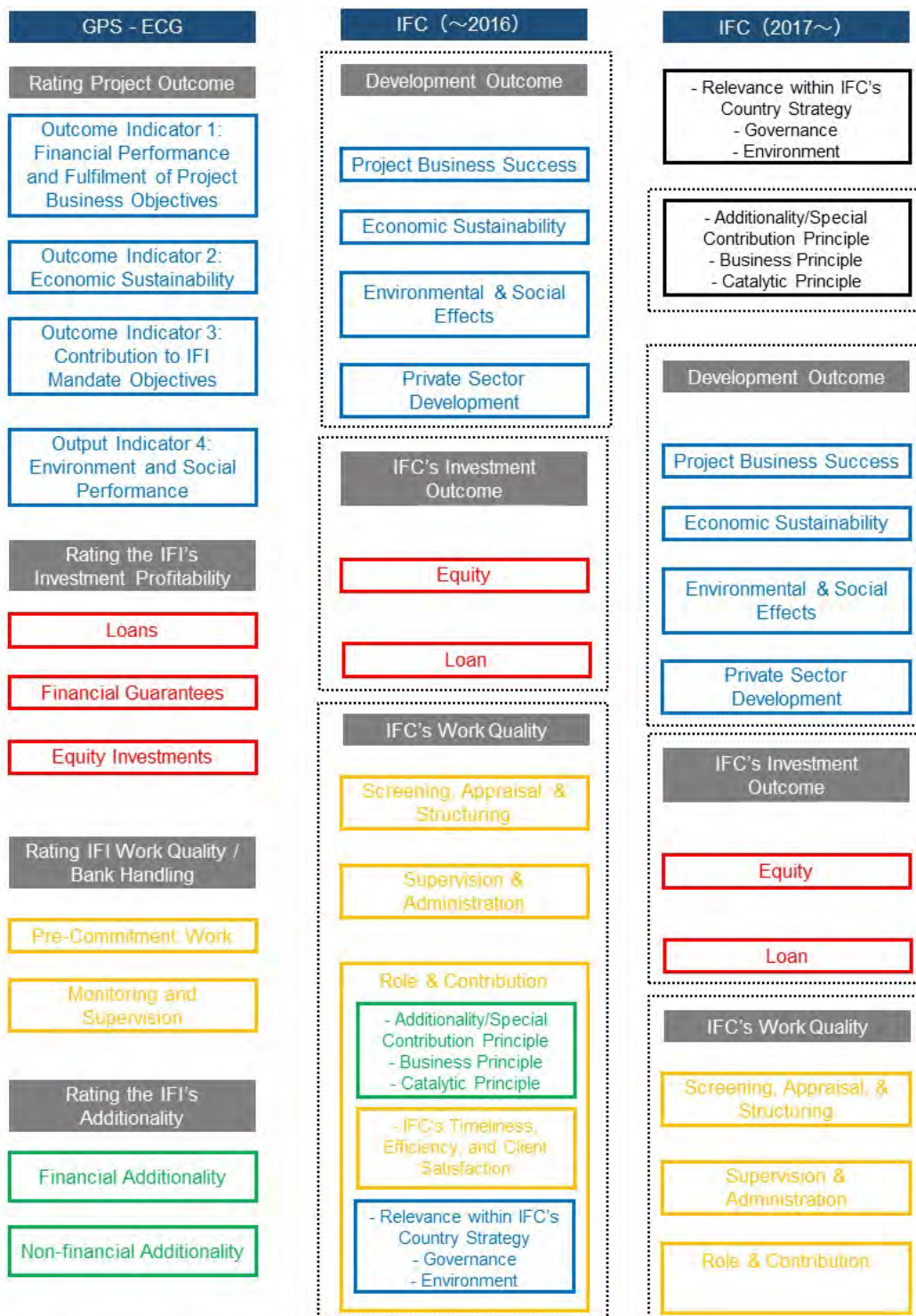
大項目 事後評価(概要)				
中項目	小項目	IFC	EBRD	ADB
	独立性	IEG は世銀グループにおける、評価のための独立した組織。オフィスビルも分離されている。	EvD は承認プロセスやモニタリングとは完全に切り離されている。報告先は、Audit Committee of the Board の議長(マネジメントではない)	独立した評価部門。IED は案件形成には関与せず、プロジェクト文書をレビューし、コメントを出すのみ。
	コンサルタントの活用	インハウスコンサルタントの活用あり	活用なし	Validation、独立評価ともに活用あり
評価のタイミング	頻度	年一回、個々のプロジェクトは一回のみ評価される。	年一回、個々のプロジェクトは一回のみ評価される。	年一回、個々のプロジェクトは一回のみ評価される。
	タイミング	Early Operating Maturity (EOM) に達した時点: Evaluation Cooperation Group (ECG) の Good Practice Standards (GPS) 基準に準じて策定。(詳細は後述)	Early Operating Maturity (EOM) に達した時点: Evaluation Cooperation Group (ECG) の Good Practice Standards (GPS) 基準に準じて策定。(詳細は後述)	Early Operating Maturity (EOM) に達した時点: Evaluation Cooperation Group (ECG) の Good Practice Standards (GPS) 基準に準じて策定。(詳細は後述)
自己評価 (Self-evaluation)	実施者	Investment Staff	Banking Team 又は Management (=各セクターの事業担当部)	Private Sector Operations Department (PSOD) または Regional Departments (RDs)
	作成レポート名	Expanded Project Supervision Report (XPSR)	Operations Performance Assessment (OPA): OPA-Long Form (Validation 用) OPA-Short Form (Review 用)	Extended Annual Review Report (XARR)
	評価単位	プロジェクトベース	プロジェクトベース	プロジェクトベース

大項目 事後評価(概要)				
中項目	小項目	IFC	EBRD	ADB
	選定方法	EOMに達したプロジェクトを母集団として、代表的ランダムサンプリング	EOMに達した全てのプロジェクト	EOMに達した全てのプロジェクト
	件数又は割合	投融資(41%)、アドバイザー(51%)	42%(FY2014-2016, EOM 件数 418のうち、EvDによる評価 177)	年平均で10~15件程度。
	独立評価局によるレビュー	—	OPAV及びOE以外のOPAのDraftをレビュー(OPA review, FY2016 129件)し、書き方等のリコメンデーションを行う。実際の修正はBanking Teamの判断による。	—
	情報収集	クライアントおよび世銀内に蓄積されたセクターや国・地域の情報を利用。	必要な情報は契約の条項か、プログレスレポートの項目に入れてクライアントから事前に了承をもらう。	クライアントが提供を必要とされる情報は、Facility Agreementに記載される。
自己評価の検証 (Validation)	実施者	Independent Evaluation Group(IEG)	EBRD evaluation department (EvD)	Independent Evaluation Department (IED)
	作成レポート名	Evaluation Note (EvNote)	Operation Performance Assessment Validation (OPAV)	XVR (XARR Validation report)
	選定方法	すべてのXPSR	すべてのOPAを母集団として、代表的ランダムサンプリング	すべてのXARR (ただし、PPER対象プロジェクトを除く)
	件数又は割合	100%	34%(FY2016, 67件)	100%

大項目 事後評価(概要)				
中項目	小項目	IFC	EBRD	ADB
	レポート及び実施方法	XPSR の validation はすべてデスクトップで行われ、プロジェクト視察・ヒアリングなどは通常行わない。	OPAV は Desk work となり、Validation Report は 10-15 ページくらいとなる。OPAV は、内部的な文書、E&S や Economist 等へのインタビュー、Web サーチャなどで実施する。	XARR completion validation report (XVR) は約 8 ページのフォーマット。XARR による自己評価結果のサマリー及び IED によるレビューの結果を XVR に記載する。
独立評価 (Independence Evaluation)	実施者	Independent Evaluation Group (IEG)	EBRD Evaluation Department (EvD)	Independent Evaluation Department (IED)
	作成レポート名	Project Performance Assessment Reports (PPAR)	Operation Evaluation (OE)	Project Performance Evaluation Report (PPER)
	選定方法	民間案件はパイロットベース	革新的であること、関心度が高いこと等。EvD は、対象の選定にあたって他部署からもコメントを得る。	評価の必要性、学習効果、関心、信用他のリスク、同種事業実施の可能性、国・セクターのバランス等
	件数	5 件程度	3 件程度	年間 2~3 件程度
	レポート及び実施方法	—	OE は Field Study が伴うもので 30 ページくらいのレポートとなる。	年間、少数のトピックが選定され、上位の研究 (High-level Study) が実施される。民間セクター向け投融資事業からも必要に応じてトピックが選定される。

大項目 事後評価(概要)				
中項目	小項目	IFC	EBRD	ADB
関係部署／役割分担		<ul style="list-style-type: none"> ・Corporate Investment Committee (CIC): ポートフォリオマネージャーによって XPSRs が回付される。 ・運営部門の取締役およびポートフォリオマネージャー: XPSR チームの割り当てと指導、品質管理、洞察と他の業務の経験による貢献等を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Board: 評価ポリシーの策定、Chief Evaluator の任命、EvD 予算の承認、Board Committee への権限移譲等 ・Management: 効果的な自己評価システムの確保、EvD レポートへのコメント、評価結果による提言・教訓に基づくアクションの実施等をする。 	関係者のコメントを受けて更新・最終化された PPER は、各関係部署の長への提出を経て理事会に回付される。
クライアント(借入人・被投資会社)の役割・協力		標準的な技術・財務レポートの提出に加え、クライアントは、評価に協力する。通常、クライアントが把握している情報を利用するため、情報提供についてクライアント側から難色を示されることはあまりない。	プライベートセクターは比較的レポートを出してくるため、情報収集にて困ることはあまりない。ただし、パブリックセクターのように情報を保管していなかったり、情報収集能力を十分持っていない場合もある。	標準的な技術・財務レポートの提出に加え、クライアントは、評価を受け入れ協力することが契約にて定められている。また、PPER の作成にあたり、IED はクライアントと面談し、PPER の内容を確認する機会を設けている。
アドバイザーの事後評価		Advisory については IFC によって PCR が 100%作成されており、IEG が Validation する案件をサンプリングで決定する。PCR が完了時に作成されているため、評価対象とすべきか否かの協議に時間を要さない。	Technical Cooperation(TC)は、以前は、Completion Report を作成しており、それを見れば Successful か分かったため、Self-Evaluation はなかった。今は、OPA 内に関連する TC があつたか記載する欄が追加された。	Technical Assistance(TA)は主にソブリン向けプロジェクトに附帯して実施されることが多い。事業完了後、TA Completion Report が作成される。TA は金額も小さく、IED による Validation は、TA に対しては通常行われない。

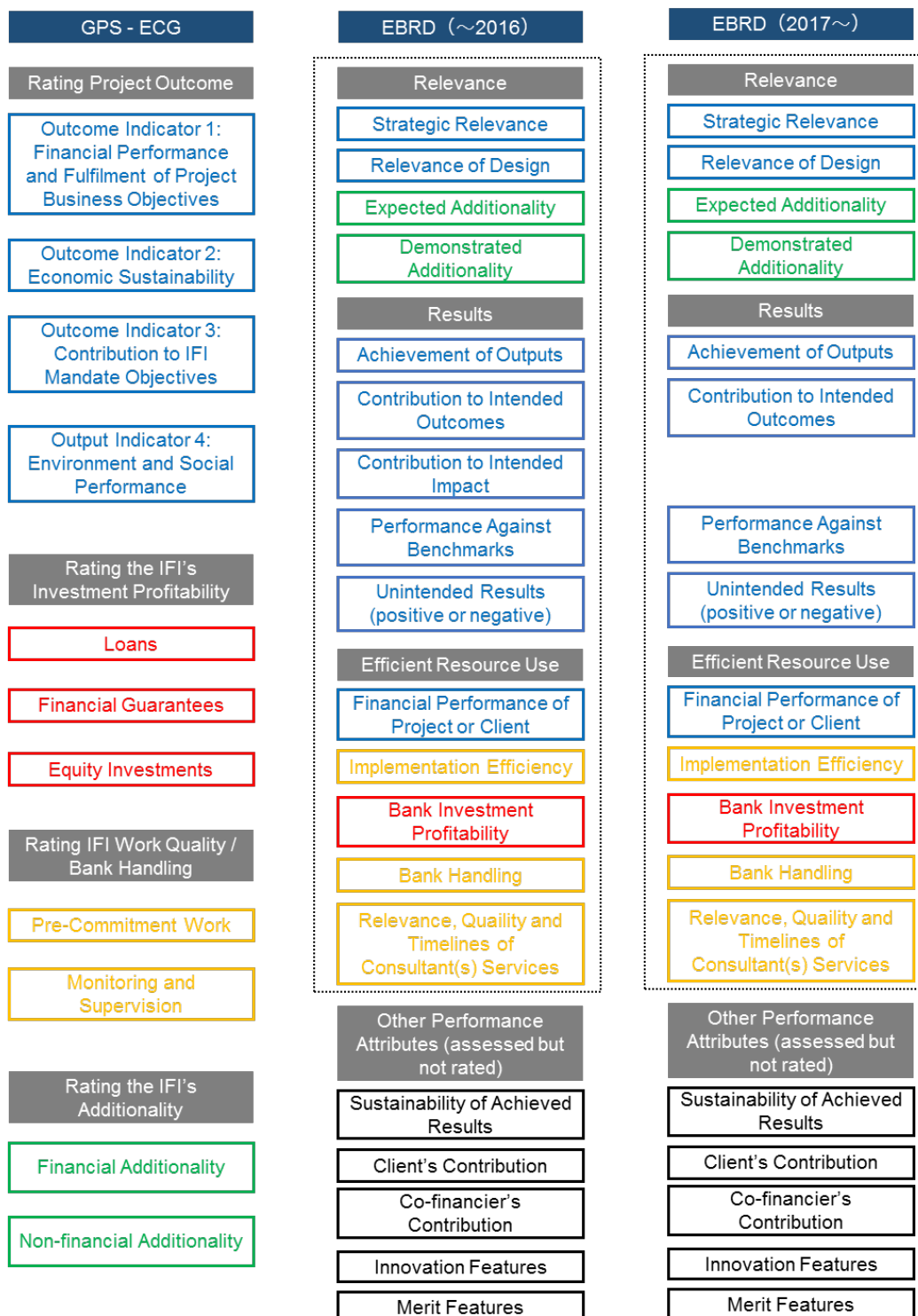
(参考)GPS の評価基準と IFC の評価基準の対照図 (点線はレーティングの範囲)



Source: Good Practice Standards for the Evaluation of Private Sector Investment Operations (ECG)

Source: Preparing an Expanded Project Supervision Report Instructions for Financial/Non-Financial Markets Projects (IFC)

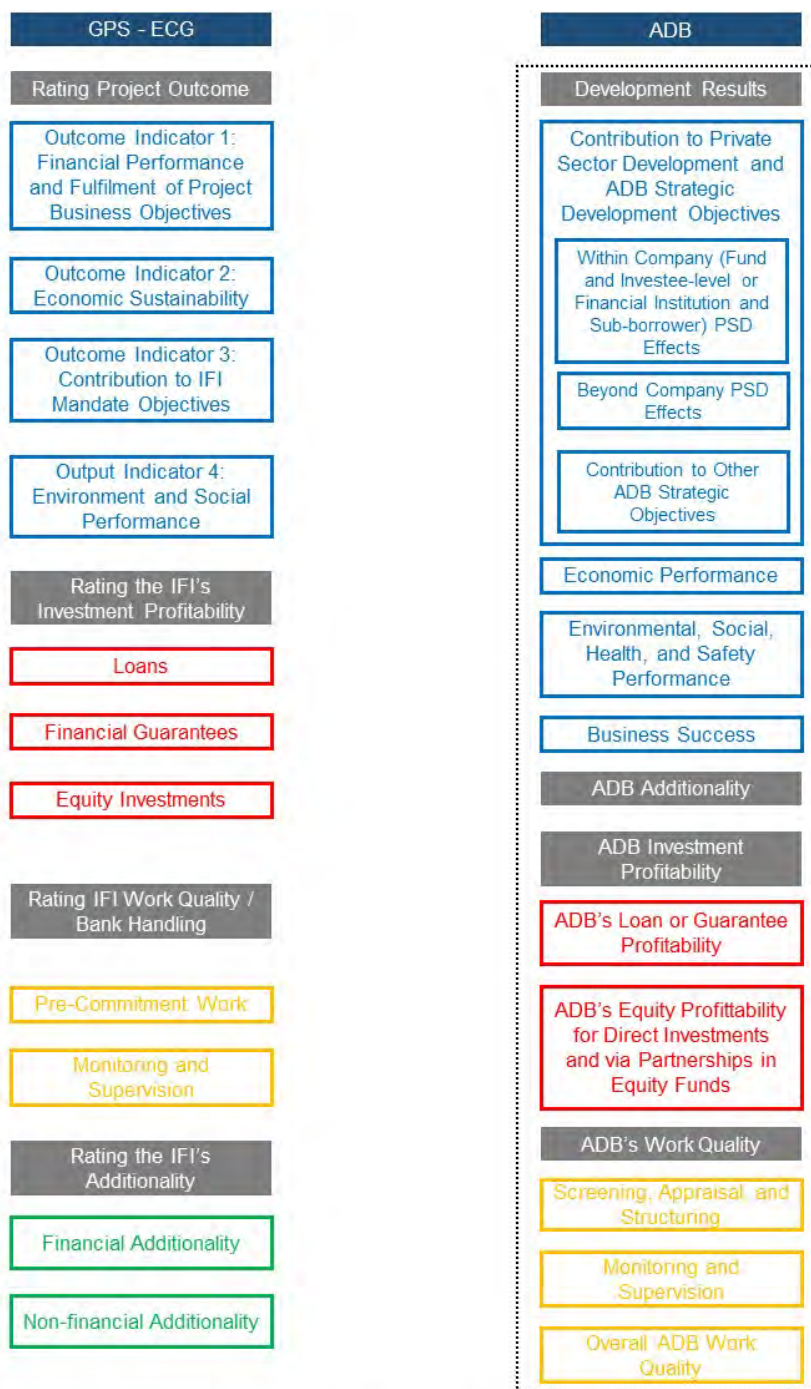
(参考)GPS の評価基準と EBRD の評価基準の対照図 (点線はレーティングの範囲)



Source: Good Practice Standards for the Evaluation of Private Sector Investment Operations (ECG)

Source: Evaluation Department Guidance Note 6 Evaluation Performance rating (EBRD)

(参考)GPS の評価基準とADB の評価基準の対照図 (点線はレーティングの範囲)



Source: Good Practice Standards for the Evaluation of Private Sector Investment Operations (ECG)

Source: Guidelines for the Preparation of Project Performance Evaluation Reports on Nonsovereign Operation (ADB)

第3章 JICA 海外投融資事業評価手法の検討

3-1. JICA 海外投融資事業評価手法の検討(評価項目・視点・留意事項等に関する協議)

海外投融資事後評価に関する各論点について、JICA 関係者及び有識者、調査チーム内で以下の論点の協議がなされた。

(1) 技術協力・円借款・無償資金協力の事業評価との相違点

評価基準については、前述した対照表のとおり、IFC、EBRD 及び ADB のいずれも GPS 基準を基にし、各機関独自の考え等を加える形で策定されていた。GPS 基準は DAC5 項目と整合性を念頭に置くものの、民間投融資の特徴から、必ずしも DAC5 項目と一致したものとはなっていない。そのため、今回の JICA における海外投融資の事後評価と他の 3 スキームとの整合性をどう図るかが論点となった。

海外投融資の事後評価については、基本的に 3 スキームと同様に DAC5 項目での評価、レーティング・フローチャートの活用及びレーティング判断を行うこと、但し、他ドナーの評価手法および GPS 基準を参考に、必要に応じて新たな視点を含める等の調整を行った。

但し、各項目の評価の視点には、政府ではなく民間企業が出融資の対象となる海外投融資事業の特性を勘案する必要があり、例えば、リスクの軽減や対応状況の評価はソブリンよりも重視される。また、「JICA の役割・貢献」及び「アディショナルリティ」に関する検証と分析も海外投融資事業の特性を勘案して実施することが求められる。但し、これらについては、3 スキームでの取り扱い時同様に、レーティングの対象としない。

(2) 事業評価の実施体制及び評価範囲

事業評価の実施体制及びの評価範囲については、以下のとおり、IFC、EBRD 及び ADB のそれぞれが異なった方法により評価を実施している。各機関では、基本的に事業実施部門が自己評価を行い、独立評価部門がその自己評価を検証 (validation) する仕組みとなっている。評価のタイミングは、投融資のスキームの類型に応じた評価タイミング (EOM: Early Operating Maturity) に達した時点としている。IFC については EOM に達した案件をサンプリングの母集団として、評価対象を選定する。ADB、EBRD では全案件を自己評価している。

これらに照らし、JICA における海外投融資事後評価の実施体制及び評価範囲が論点となった。

図 各機関の民間投融資事業の評価体制、件数¹

IFC			EBRD		
	自己評価	独立評価局による評価		自己評価	独立評価局による評価
EOM	-	-	EOM	OPA (self-evaluation) (100%)	OPA review
	XPSR (self-evaluation) (約31%)	Evaluation Note (XPSR's validation) (100% of XPSR)			OPAV (OPA's validation) (42% of OPA)
	-	Project Evaluation Summary (約10%) PPAR (Independence Evaluation)			OE (Independence Evaluation)
ADB					
	自己評価	独立評価局による評価			
EOM	XARR (self-evaluation) (100%)	XVR (XARR's validation) PPER (Independence Evaluation)			

JICA 評価部は独立評価部門ではなく、これまで自己評価の validation を行うことはなかったことから 3 スキームと同様に、2 億円以上の案件は民間連携事業部による内部評価（自己評価）、10 億円以上の案件は外部評価者による評価となる。なお、IFC 等他の機関ではサンプリングによって一部の案件のみ自己評価または一部の案件の自己評価の validation を行うといった方法をとっているが、JICA は上記の金額基準で原則全件評価とする。

(3) 評価のタイミング

事後評価のタイミングとしては、IFC、EBRD 及び ADB は GPS 基準に基本的に従い、出資案件の退出前、融資案件の完済前であっても、十分に評価ができる状況となった時点をも EOM (Early Operating Maturity) と定め、EOM に達した時点で事後評価の対象としている。

これらの機関の EOM 基準を参考に、JICA のスキームと性質にあった EOM を設定して評価することが望ましい。各機関では個別の事情に応じて、ファイナンスのスキーム別に EOM を定めており、この点も JICA でも考慮すべきである。各機関のスキーム別 EOM 基準は以下の通りである。

¹ 表中の各用語は以下の通り。EOM: Early Operating Maturity, XPSR(IFC): Expanded Project Supervision Report, PPAR(IFC): Project Performance Assessment Reports, OPA(EBRD): Operation Performance Assessments, OPAV(EBRD): Operation Performance Assessments Validation, OE(EBRD): Operation Evaluation, XARR(ADB): Extended Annual Review Reports, XVR(ADB): XARR Validation report, PPER(ADB): Project Performance Evaluation Report

IFC

スキーム	EOM
ファンド	承認から 7 年以内かファンドの終了かいずれか早い時期において、少なくともファンドのポートフォリオ企業数の半数が退出している。
新規 FI(既存のインフラ・スタッフ・顧客・ポートフォリオ等がなく、新たに設立されたもの)	(a) 当該 FI(Financial Intermediary) への IFI(International Financial Institutions)からの最初の資金拠出又は保証発行から少なくとも 36 カ月が経過しており、かつ (b) 対象企業は事業収入を少なくとも 36 カ月間発生させているか、もしくは (c) 操業の承認から最大 72 カ月経過している。
上記以外	以下をすべて満たす場合。 (a) ファイナンスしたプロジェクトが実質的に完了している。 (b) ファイナンスしたプロジェクトにおいて、対象企業に少なくとも 18 カ月の事業収入が計上されている。 (c) IFC が当該プロジェクトから発生した事業収入の少なくとも 12 カ月が計上された監査済みの財務諸表一式を入手している。

EBRD

スキーム	EOM とみなす時期
非金融部門のプロジェクト	(a) ファイナンスされたプロジェクトが実質的に完了している。 (b) ファイナンスされたプロジェクトにおいて、対象企業に少なくとも18カ月の事業収入が計上されている。 (c) EBRD が、当該プロジェクトから発生した事業収入の少なくとも 12 カ月が計上された監査済みの財務諸表一式を入手している。
金融部門のプロジェクト (サブプロジェクトの識別が可能な場合)	(a) 融資:最終の融資実行から少なくとも18カ月が経過している。 (b) 出資:ファイナンスされた全てのプロジェクトが少なくとも 12 カ月間に事業収入を実質的に計上している。
上記以外	(a) 融資:最後の融資実行から 18 カ月後

	(b) 出資:最後の資金拠出から2年後
--	---------------------

(留意事項)実務において、EvD はプロジェクトの Early Operating Maturity(EOM)に関する詳細情報は持ち合わせていないため、融資であれば最後の融資実行から18カ月後、出資であれば最後の資金拠出から2年後に、評価の準備(Ready for Evaluation)が整っているとみなされる。

ADB

スキーム	EOM
特定資産への直接投資を目的とした設備投資プロジェクト	最低 18 カ月間の事業収入が計上されており、かつ最低 12 カ月の監査済財務諸表がある。
広範な企業向け投資プログラムを支援する機関向け投資	最終資金拠出から最低 36 カ月後
非上場プライベートエクイティファンドを通じた多数のサブプロジェクトへの投資	最終資金拠出から最低 36 カ月後かつサブインベストメントの大部分がイグジットしている。
上場プライベートエクイティファンド	ADB による同ファンドへの最終資金拠出から最低 18 カ月後かつサブインベストメントの大部分がイグジットしている。
分散投資、リファイナンス、短期ファイナンスを含むファイナンシャル・マーケット・オペレーション	最終支出から最低 24 カ月後
金融仲介融資	最終融資実行から最低 30 カ月後
貿易金融を含むファイナンシャル・マーケット・オペレーション	プロジェクトの承認後最低 24 カ月

EOM の論点の一つとして、出資においては退出後、または退出のめどが立った後の評価をしないと効果を測定することができないのではないかという考え方がある一方、退出後では評価のタイミングとして遅いという考え方があがった。

退出後まで評価しないことの欠点として、退出後には JICA と事業者との関係がなくなるため、必要な情報を収集できない、他の出資者が増加した場合には増資の効果について JICA の帰属性が見えづらくなる、長期に継続している出資案件はその間対外的な説明がなされないといったことが挙げられた。

各機関の EOM と上記の論点を踏まえた JICA の EOM 案は以下のとおりである。

JICA 案

スキーム	EOM
海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手／被投資会社のその他事業と区別が可能な場合（プロジェクトファイナンス等）	以下をすべて満たす場合。 (a) ファイナンスしたプロジェクトが実質的に完了している。 (b) ファイナンスしたプロジェクトにおいて、対象企業に少なくとも 18 カ月の事業収入が計上されている。 (c) JICA が当該プロジェクトから発生した事業収入の少なくとも 12 カ月が計上された監査済みの財務諸表一式を入手している。
・海外投融資の対象が借手／被投資会社全体に対するもの又はその他事業と区別できない場合（コーポレートファイナンス等） ・サブプロジェクトを特定しない金融分野の案件の場合	最後の出融資実行から 36 カ月後
ファンド案件の場合（複数案件を有しているもの）	承認から 7 年以内かファンドの終了かいずれか早い時期において、少なくともファンドのポートフォリオ企業数の半数が退出している。
サブプロジェクトを特定した金融分野の案件の場合	最後の出融資実行から 30 カ月後

(4) 海外投融資附帯プロとの一体評価

海外投融資附帯プロと一体評価を実施する場合には、IFC 等の機関においては、本体事業の評価をするうえで考慮するものの、評価対象等には含めないという取り扱いとしている。JICA では円借款の評価において、円借款本体事業及びそれに附帯する円借款附帯プロジェクトの評価（事前評価・事後評価）を一本化する方向にあることから、海外投融資においても同様の対応が望ましいと考えられる。したがって、海外投融資事後評価報告書の事業概要の項目において、同附帯プロのプロジェクト目標と成果、上位目標と実施期間、事業費を記載したうえで、一体評価を行うこととする。た

だし、個別項目の分析度合いやサブ・レーティングへの反映方法は案件内容の特性に応じて個別案件ごとに検討する必要がある。

(5) 情報公開

海外投融資事業の評価結果公表については、IFC 及び EBRD では個別の評価報告書の公表はしておらず、総括のみ公表しているが、ADB では秘匿情報を除外し、事業部門やクライアントの合意を条件に個別の評価報告書も外部公表されている。

JICA においては企業の確認を得て公表できる場合は公表するが、ソブリン案件のように全件公表が難しい場合は特定されない形でまとめ、公表するという方法が考えられる。

3-2. JICA 評価項目案

具体的な評価項目については、他の開発金融機関の評価手法及び ECG による GPS (Good Practice Standard) (Fourth Edition, November 2011) を参考として、民間事業への出融資に特有の評価事項を DAC5 項目の枠組みに組み入れる形とした。GPS、IFC と JICA の評価項目案を厳密に関連付けることは難しいものの、項目ごとに関連性を色分けすると概ね以下のとおりである。



上記の基本的考え方に基づいて、以下に具体的な評価項目等に関する協議結果を記

載する。なお、実際の評価にあたっては、別添する事後評価レファレンス（案）（レーティングの視点を含む）、評価方針マトリックス（案）、外部事後評価報告書ひな型（案）、内部評価表ひな型（案）を使用して実施することを想定している。レーティングについては既存の3スキームで使用しているフローチャートを使用する。

3-2-1. 評価5項目に基づく評価

JICA 評価項目案のうちレーティング対象となる評価5項目の説明は、以下のとおりである。

(1) 妥当性

妥当性の評価は他スキームの評価基準に準じる。

(2) 有効性・インパクト

有効性・インパクトは、他スキームと同様、事業の目的に応じた効果が発現しているかどうかアウトプット、アウトカム、インパクトの関係を意識して事業効果进行评估する。インパクトは有効性の項目と合わせてレーティングを行う。

民間事業の評価では、事業の特性に応じて市場のベンチマーク、当該国における市場環境の情報等、クライアントから入手する情報以外の情報も重視する。

出融資先の中で完結する効果をアウトカム、その先への正負の間接的効果をインパクトと整理する。

事業の財務分析、経済分析で FIRR、EIRR 等の指標によって評価することが効果的な場合もあるが、リターンが会計処理によって変動することがあり、それらの指標のみで評価することが精緻な評価につながらない場合も考えられる。プロジェクトの目的に沿った多重的な指標で評価をすべきである。また、事業のステークホルダー分析²を行い、受益者や対象会社に対する経済的波及効果を検証することが効果的である。例えば、金融機関やファンドを通じたサブプロジェクトへの出融資の場合、最終の借手／被投資会社の経営の安定、成長、技術革新、何らかのアワードの受賞などが考えられる。

A) 有効性

事業のアウトカムとして想定された効果が発現しているかどうかを定量的・定性的に確認する。

² ステークホルダー分析は IFC で採用されている分析手法を参考にする。ステークホルダーを「顧客企業」「取引先企業、企業の顧客、従業員、政府」「社会環境」「補完する製品の生産企業、競合企業、新規市場参入者」のように分類し、それぞれのステークホルダーにとっての便益を分析するものである。

定量的評価には、運用効果指標の評価、事業の財務分析、事業の経済分析が含まれる。

運用効果指標の評価は、事前評価表等に記載された運用・効果指標の目標値と、設定された完成後年数の実績値を比較する。指標が事前に設定されていない場合や、設定された指標では事業効果を十分に測れない場合は、必要に応じて代替指標や補完指標を設定する。事業目的、指標の達成度に関する要因分析は、外部要因を含めて行う。

事業の財務分析は、事業のスキームに応じて以下の分析を行う。基本的に、対象プロジェクトのキャッシュフローを他の事業と区別して把握することができる場合には FIRR を計算する。ROIC はコーポレートファイナンスやサブプロジェクトを特定できない案件に適する指標である。また、財務諸表に示されるその他パフォーマンス指標の分析を行う。

スキーム	財務分析の方法
海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手／被投資会社のその他事業と区別が可能な場合（プロジェクトファイナンス等）	プロジェクト・ライフ期間全体の財務的内部収益率（Financial Internal Rate of Return: FIRR）と、出融資実行時点における加重平均資本コスト（Weighted Average Cost of Capital: WACC ³ ）の比較分析を行う。
・海外投融資の対象が借手／被投資会社全体に対するもの又はその他事業と区別できない場合（コーポレートファイナンス等） ・サブプロジェクトを特定しない金融分野の案件の場合	出融資実行後の財務諸表による投下資本利益率（Return on Investment Cost: ROIC）と、出融資実行時点における WACC の比較分析を行う。
ファンド案件の場合（複数案件を有しているもの）	出融資実行後の株主資本利益率（Return on Equity: ROE）又はファンドの期間に対する FIRR と、ファンド加重平均資本コスト（Fund's Weighted Average Cost of Capital: FWACC ⁴ ）の比較分析を行う。
サブプロジェクトを特定した	最終的な借手／被投資会社へのリーチが拡大したかど

³ $WACC = [rE \times E / (D+E)] + [rD \times (1-T) \times D / (D+E)]$

rE: 株主資本コスト、rD: 負債コスト、D: 有利子負債の額、E: 株主資本の額、T: 実効税率

⁴ $FWACC = [E1(Cd+c1) + E2(Cd+c2) + \dots + En(Cd+cn)] / (E1+E2 + \dots + En) + 600bps$

En: カントリー-nにおける投資額、Cd: 承諾時における6カ月物LIBORに対する10年物固定スワップレート、cn: 承諾時におけるカントリー-nのリスクに準じたスプレッド

金融分野の案件の場合	うか、対象となる金融機関のサブポートフォリオの収益性が向上したかどうかを定量・定性的に確認する。
------------	--

事業の経済分析は、他機関では ECG-GPS に準じて事業の経済的内部収益率 (Economic Internal Rate of Return : EIRR) 又は経済的投下資本利益率 (Economic Return on Investment Cost : EROIC) と、加重平均資本コスト (Weighted Average Cost of Capital : WACC) の比較分析を実施することを基本としている。EIRR、EROIC の計算方法については案件ごとに異なるが、例えば IFC ではステークホルダー分析を前提とし、ステークホルダーごとに経済的効果 (便益及び費用) を把握して計算に含める他、その他の経済的効果として所得税、関税等の支払額を計算に含めている (FIRR は税引前で計算することを前提としている)。ただし、対象企業以外への経済的効果 (便益及び費用) を個別事業の評価で把握することは難しいと考えられることから、これらの機関においても EIRR の計算が難しい場合もあるとし、その場合には代替指標などで評価している⁵。JICA では円借款と同様に参考値として扱い、可能な場合に再計算する。

上記の定量的効果のほか、定性的な手法による事業の効果の検証を行う。例えば、金融機関・ファンドを通じてサブプロジェクトの出融資を行う場合、最終的な借手・被投資会社へのリーチが拡大しているかを確認する。また、最終的な借手・被投資会社の経済活動に対する定性的な分析を行う。

B) インパクト

有効性評価の対象とした事業効果以外で、事前の段階で想定されていた効果・影響について、改めて事業との関係性を確認のうえ、その発現状況を把握・分析する。また、事業の間接的・長期的な効果について定量・定性的な情報をもとに分析を行う。さらに、当初想定していなかったインパクトについても把握し、分析を行う。

事業が経済の歪み (補助金、保護、独占等)、汚職等からの利益を得ていないか、環境社会への配慮が十分されているか (労働環境の変化を含む) の分析を行い、評価判断に反映する。

(3) 効率性

ECG-GPS や IFC、ADB では、効率性を評価項目とはしていないが、機関の採算性という観点を評価項目に含めている。なお、EBRD は、採算性ではなく効率性を評価項目としているが、機関の採算性についても効率性の中で評価している。これら

⁵ ADB に対するヒアリングによると EIRR が計算できない場合は代替指標によるとのことであった。調査チームは公表されている XARR をサンプルで調査したが、EIRR は掲載されていなかった (もともと計算されていないのか、公表事項から除外されているのかは不明である)。

の例に倣って JICA の採算性を見る場合、具体的には、出資の場合は、JICA としての投資 IRR を算出し、ベンチマークと比較することで、JICA にどれほどの収益がもたらされているかを評価することとなる。なお、投資 IRR と比較する際のベンチマークは、他機関では、機会費用の考え方から市場金利をベースとしているが、JICA では、海外投融資案件形成上のベンチマークが調達金利であることに準じて、調達金利となると考えられる。また、融資の場合は、貸出金利とハードルレート（調達金利等）との比較、返済スケジュールの進捗状況とその他の定性的状況の確認によって、JICA の採算性を評価することとなる。

海外投融資事業では、JICA の投資 IRR の数値は案件の採択基準ではなく、あくまで目安値とされていることも考慮し、関係者との協議の結果、JICA の海外投融資事業の評価においては、事業費及び事業期間の計画値と実績値の比較によるレーティングを原則とすることとした。

効率性の評価判断においては、次の点に留意する必要があると考える。まず、効率性の評価は、インプットとアウトプットを比較して事業が効率的であったかという視点から検討を行うものである⁶ため、計画値と実績値の比較による評価レーティングに加え、計画値は妥当であったか、アウトプットに対してインプットは過少・過大ではなかったか、等の検証も行う必要がある。インプットは、JICA の投融資と必ずしも同一ではなく、事業全体のインプットとは何なのかを定義したうえで、総合的な評価判断を行わなければならない。また、民間事業者を対象とした金融事業という海外投融資の性質を考慮し、返済スケジュールの順守状況、退出方針の有無、退出計画の進捗状況、返済、利息、配当等の入金状況等を確認することも重要である。金融的なインプット・アウトプットを確認することは、効率性評価の視点と矛盾するものではない。

スキーム	事業期間	事業費
海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手／被投資会社のその他事業と区別が可能な場合（プロジェクトファイナンス等）	<ul style="list-style-type: none"> 円借款に準じて、L/A 調印月から完成（完成の定義は案件に準じる。原則供用開始時点）までと解釈可能。 上記のとおり解釈する場合、FIRR/EIRR 計算上のプロジェクト・ライフとは異なることに留意。 	<ul style="list-style-type: none"> 円借款に準じて、海外投融資対象部分ではなく、他機関や被投資会社・借手の自己投資を含めた事業全体の費用と解釈する。 JICA による海外投融資実行額とは異なる可能性がある点に留意。

⁶ <http://www.oecd.org/dac/evaluation/daccriteriaforevaluatingdevelopmentassistance.htm>

<p>・海外投融資の対象が借手／被投資会社全体に対するもの又はその他事業と区別できない場合(コーポレートファイナンス等)</p> <p>・サブプロジェクトを特定しない金融分野の案件の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外投融資の対象が被投資会社・借手の事業・財務全体である場合、具体的アウトカムの特定が出来ず、事業期間／事業費の設定が困難である。 便宜的に、回収期間又は退出までの期間／JICAの投融資額とすることも可能。但し、当該期間の計画と実績の比較で検証できるのは、海外投融資の対象事業全体の効率性ではなく、JICAが実施した金融事業としての効率性(≒採算性)である。
<p>・ファンド案件の場合(複数案件を有しているもの)</p> <p>・サブプロジェクトを特定した金融分野の案件の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間については、海外投融資が対象とするプログラム等の期間、事業費については、対象とするポートフォリオへの投資金額全体(JICA以外の投資額も含む)と解釈可能。 但し、事業期間／事業費が計画内に収まったことが、必ずしも正の判断根拠とならない可能性がある(プログラムの成功により期間延長・金額拡大が行われた場合、等)。
<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者への金融事業である海外投融資の特性から、返済スケジュールの順守状況、退出方針の有無、退出計画の進捗状況等の確認も必要と考えられる。ただし、返済・退出までの計画期間を超過した場合であっても、正負双方で多様な事情が考えられるため、経緯を考慮し、評価の開始時点で計画値の再検討を含めてレーティング方法を案件ごとに調整する必要がある。海外投融資の特性から、返済、利息、配当等の入金状況を確認する必要があると考えられ、経緯を分析する必要がある。

(4) 持続性

持続性の評価は他スキームの評価基準に準じる。

3-2-2. JICA の役割・貢献、アディショナリティ

JICA 評価項目案のうちレーティング対象外となる評価項目の説明は、以下のとおりである。

(1) JICA の役割・貢献

海外投融資に限らず、事後評価において評価 5 項目では評価されないものの、重要

な教訓となる事項があることから、これらについては JICA の役割・貢献として記載することが有用と考えられる。そのため、例示の事項に限らず、広い記載内容とするべきであると考えられる。ソブリンと比べて民間の場合は特にリスクの認識、軽減策、対応策が重要となるため、リスクに対して JICA が実施した事項等については特に重視する必要があると考えられる。これらを踏まえ、JICA の役割・貢献の評価は大きく以下の点を確認する。

まず、JICA 等の関係者が事業目的を達成するために審査時や事業実施中に果たした役割、貢献について過程（プロセス）を分析する。例えば、事前調査の質、想定されたリスクへの対応、想定外の変化や問題発生時の対応、負のインパクト（環境社会配慮）に必要な対応をしたか、事業の難易度が高い場合や新たな課題に挑戦する場合、事業関係者として特別な役割・貢献をしたか等が想定される。

また、案件選定・審査、出融資実行、取引管理、回収・売却等に関して、定められた手順が遵守されているかどうかを確認する。原則的な手続き以外の対応をとった場合にも、経緯等を確認する。経緯等を記載することは説明責任の観点から有用であると考えられる。手順の原則が守られていたにも関わらず、JICA のリスク軽減の観点から不十分な点があった場合は、その点に着目する。手続きで定められた以外であっても、必要に応じて行われた予防・処理的な何らかの対応が JICA のリスク軽減につながった場合は、その点にも着目する。

(2) JICA のアディショナルリティ

海外投融資事業による資金提供が必要であった背景や海外投融資事業の承認時の要件（既存の金融機関による出融資では事業が成立しないことが認められること、JICA の支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること、等）を記載し、実際にどうであったかを確認する。

アディショナルリティは、JICA が当該案件を海外投融資として実施することの意義を説明するために重要である。

例えば、金融的側面におけるアディショナルリティとしては、他の民間金融機関では対応が難しい資金ニーズに対応している、民間資金の呼び水効果、革新的な資金提供メカニズムを実現している等が想定される。非金融的側面におけるアディショナルリティとしては、政治的リスク・カントリーリスクの軽減、相手国政府機関との仲介機能・触媒的役割を果たしている、制度改革や投資環境改善に係る効果等が想定される。日本の支援の意義としては、日本の技術の優位性、日本が支援するからこそ期待できる開発効果の増大、日本の裨益等が想定される。

民間セクター開発の効果が事業の結果として発現した場合は、アディショナルリティとして評価する。JICA の海外投融資においては民間セクター開発が組織的なマンデ

ートではないため、アディショナリティとして記載すべきである。ただし、海外投融资事業の中には、民間セクター開発を事業の目的としている場合がある。その場合、民間セクター開発をアウトカムに設定している場合は有効性として評価し、インパクトに設定している場合はインパクトとして評価する。なお、IFC では市場へのインパクトを評価するには業界誌やアナリスト分析を用いているため、可能な範囲でこれらの分析を含めることが有用であると考えられる。

アディショナリティの確認項目の一つとして、民間資金の動員を統計上どのように取り扱うかについて、JICA 内で検討中である。IFC では民間資金部分についても IFC の責任による資金動員と把握できる部分については IFC の **Core Mobilization** の中に含め、それ以外はデモンストレーション効果と整理している。

(3) 提言・教訓

評価から導出された提言・教訓について、他スキームの評価基準に準じて活用を行う。

以 上

主な参考文献一覧

Asian Development Bank, Independent Evaluation Department (2014) *“Guidelines for the Preparation of Project Performance Evaluation Reports on Nonsovereign Operations”*

European Bank for Reconstruction and Development, Evaluation Department (2017) *“Evaluation Department Guidance Note (1~7)”*

Evaluation Cooperation Group (2011) *“Good Practice Standards for the Evaluation of Private Sector Investment Operations Fourth Edition”*

World Bank Group, Independent Evaluation Group and International Finance Corporation (2016) *“Instructions for Preparing and XPSR: Expanded Project Supervision Report Final Version”*

本報告書は、独立行政法人国際協力機構の委託により有限責任 あずさ監査法人及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が実施した検討結果を取りまとめたものです。私たちは、検討時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書の内容は、本検討の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である独立行政法人国際協力機構に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

別添資料

別添 1 海外投融資事後評価レファレンス（案）

調査・分析方法全般
<p>【技術協力・円借款・無償資金協力の事業評価との相違点】</p> <ul style="list-style-type: none">・基本的に、3 スキーム同様に DAC5 項目での評価及びレーティング判断を行う。但し、各項目の評価の視点には、政府ではなく民間企業が出融資の対象となる海外投融資事業の特性を勘案する。・民間企業への出融資事業に対する評価を行うことから、他の開発金融機関の評価手法及び ECG (Evaluation Cooperation Group) による GPS (Good Practice Standard) (Fourth Edition, November 2011) を参考とする。・海外投融資事業の特性を勘案し、「JICA の役割・貢献」および「アディショナルリティ」に関する検証と分析を行う。但し、これらについては、3 スキームでの取り扱い時同様に、レーティングの対象としない。 <p>【事業の評価範囲の特定】</p> <ul style="list-style-type: none">・海外投融資事業では、原則として審査資料や事前評価表等の事業概要で定義された「本事業」の全体(借入人／被投資会社自身、他ドナー・民間資金(協調出融資の場合)により実施される部分を含む)を評価対象とする。なお、「本事業」(本事業のスコープ)とは評価対象範囲全体を差し、そのうちの JICA が支援した範囲を海外投融資対象と呼ぶ。・事業の目的に留意して評価対象を決定し、事前評価表等に定められたアウトカム、インパクトに留意して、評価を行う。出融資の対象となる具体的アウトカム(具体的なアセットや企業活動)の特定が難しい場合(コーポレートファイナンス、サブプロジェクトを特定しない金融セクター向け事業等)は、上記「本事業」のスコープを借手・被投資会社の財務や事業活動全体とすることも可能。・金融機関・ファンドを通じた複数のサブプロジェクトへの出融資の場合、基本的に、金融機関の対象ポートフォリオ・ファンド全体と、個別のサブプロジェクトについて分析し、総合的な評価を行う(マイクロファイナンス等サブプロジェクトが多数におよぶ場合は、ポートフォリオ全体の評価を行う等個別に判断する)。想定するエンドユーザー／サブプロジェクトへリーチしているか否か、リーチが拡大しているか否か等も、必要に応じて評価判断に加味する。 <p>【海外投融資附帯プロとの一体評価】</p> <ul style="list-style-type: none">・海外投融資附帯プロと一体評価を実施する場合には、報告書の事業概要の項目において、同附帯プロのプロジェクト目標と成果、上位目標と実施期間、事業費を記載したうえで、一体評価を行う旨を記載する。ただし、個別項目の分析度合いやサブレーティングへの反映方法は案件内容の特性に応じて個別案件ごとに検討する。
妥当性
<p>(円借款の評価基準に準じる)</p> <ul style="list-style-type: none">・支援実施の妥当性(当該国の開発政策、日本の援助政策・JICA の援助方針)との整合性を審査時/

事後評価時で確認する。(日本の援助政策・JICAの援助方針については審査時で確認)

- ・開発ニーズ(社会のニーズ、対象地域、受益者層)との整合性を審査時と事後評価時で確認する。
- ・問題や課題の解決策として事業の計画、アプローチのロジックは適切か確認する。

有効性・インパクト

- ・事業の目的に応じた効果が発現しているかどうかアウトプット、アウトカム、インパクトの関係を意識して事業効果を評価する。
- ・インパクトは有効性の項目と合わせてレーティングを行う。
- ・事業の特性に応じて、市場のベンチマーク等も参照する。
- ・出融資先の中で完結する効果をアウトカム、その先への正負の間接的效果をインパクトと整理する。

■ 経済的波及効果の確認

- ・事業のステークホルダー分析(※)を行い、受益者や対象社会に対する効果を検証する。

(例)金融機関やファンドを通じたサブプロジェクトへの出融資の場合、最終の借手／被投資会社の経営の安定、成長、技術革新、何らかのアワードの受賞、等。

※ ステークホルダーを「顧客企業」「取引先企業、企業の顧客、従業員、政府」「社会環境」「保管する製品の生産企業、競合企業、新規市場参入者」のように分類し、それぞれのステークホルダーにとっての便益を分析する。

<有効性>

- ・事業のアウトカムとして想定された効果が発現しているかどうかを定量的・定性的に確認する。

■ 定量的効果(運用・効果指標の達成状況)

- ・事前評価表等に記載された運用・効果指標と目標値と、設定された完成後年数に合わせて実績値を比較する。指標が事前に設定されていない場合や事業効果を設定された指標で十分に測れない場合は、必要に応じて代替指標や補完指標を設定する。
- ・事業目的、指標の達成度に関する要因分析は、外部要因を含めて行う。

■ 定性的効果

- ・定性的な手法による事業の効果の検証を行う(事業目的の達成の程度と要因、借手・被投資会社の事業能力／経営体制／ガバナンスの向上等)。
 - ・事業の経済的利害関係者を定義し、彼らへの影響を定性的に判断して評価を行う。
- (例)金融機関・ファンドを通じてサブプロジェクトの出融資を行う場合、最終的な借手・被投資会社へのリーチが拡大しているかを確認する。また、最終的な借手・被投資会社の経済活動上の効果について定性的な分析を行う。

■ 事業の財務分析

- ・海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手／被投資会社のその他事業と区別が可能な場合

(プロジェクトファイナンス等)、事業期間全体の財務的内部収益率(Financial Internal Rate of Return: FIRR)と、審査時点における加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital: WACC)の比較分析を行う。

・海外投融資の対象が借手／被投資会社全体に対するもの又はその他事業と区別できない場合(コーポレートファイナンス等)、出融資実行後の財務諸表による投下資本利益率(Return on Investment Cost: ROIC)と、審査時点におけるWACCの比較分析を行う。

・ファンド案件の場合(複数案件を有しているもの)、投資家に対するネット利益(出融資実行後の株主資本利益率(Return on Equity: ROE)又はファンドの期間に対するFIRR)と、ファンド加重平均資本コスト(Fund's Weighted Average Cost of Capital: FWACC)の比較分析を行う。

・サブプロジェクトを特定した金融分野の案件の場合、最終的な借手／被投資会社へのリーチが拡大したかどうか、対象となる金融機関のサブポートフォリオの収益性が向上したかどうかを定量・定性的に確認する。

・上記以外に、事業の目的に照らしてその他財務パフォーマンス指標の分析を行う(借入金その他債務の返済状況、キャッシュフローの状況、Debt Service Coverage Ratio: DSCR、外部格付け等)。

■ 事業の経済分析(参考値として可能な場合に計算する)

・事業の経済的内部収益率(Economic Internal Rate of Return: EIRR)又は経済的投下資本利益率(Economic Return on Investment Cost: EROIC)と、加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital: WACC)の比較分析を行う。

<インパクト>

(円借款の評価基準に準じる)

・有効性評価の対象とした事業効果以外で、事前の段階で想定されていた効果・影響について、改めて事業との関係性を確認のうえ、その発現状況を把握・分析する。

・事業の間接的・長期的な効果について定量・定性的な情報をもとに分析を行う。

・当初想定していなかったインパクトについても把握し、分析を行う。

・事業が経済の歪み(補助金、保護、独占等)、汚職等からの利益を得ていないか、環境社会への配慮が十分されているか(労働環境の変化を含む)の分析を行い、評価判断に反映する。

効率性

・アウトプット(事業目的の一部:「○○を行うことにより、△△を図り」の○○にあたるもの)の達成に対し、インプット(事業費、事業期間)が適切であったかを評価する。アウトプットおよびインプットに係る計画(審査調書、事前評価表等)と実績の差異分析を行うことにより、事業実施の効率性を分析する。

■ 事業期間／出融資期間

・成果の達成に適切な事業期間／出融資期間であったか分析する。

・サブ・レーティング判断には含めないが、以下の点について分析・記述する。

- ✓ 出資の退出見通し(延期の有無、プット・オプションの履行)等について
- ✓ 融資の返済期間等について

■ 事業費／出融資額

- ・成果の達成に適切な事業費／出融資額であったか分析する。
- ・サブ・レーティング判断には含めないが、以下の点について分析・記述する。
 - ✓ 出資に見合う配当の入金状況、売却予定価額、評価損の計上等について
 - ✓ 融資元利金の支払い状況、引当金の計上等について

備考：円借款の事後評価では、プロジェクトの FIRR／EIRR は効率性の評価判断の参考値として計算しているが、海外投融資の事後評価においては、ECG-GPS の考え方に準じて、借手・被投資会社の FIRR／EIRR は事業パフォーマンス(＝開発効果)の一部として捉え、有効性・インパクトにおいて財務・経済分析を行い計算する。尚、ECG-GPS においては、効率性は評価項目ではないが、IFI の投資収益性(the IFI's investment profitability)が別途評価対象として定められており、IFI への利益貢献が検証されるため、上記はこの考え方を反映している。

持続性

(円借款の評価基準に準じる)

- ・組織・体制面(組織の体制・人材など)
- ・技術面
- ・財政面(運営・維持管理予算確保の現状)
- ・運営・維持管理の状況

JICA の役割・貢献

・JICA 等の関係者が事業目的を達成するために審査時や事業実施中に果たした役割、貢献について過程(プロセス)を分析する。

(例)

事前調査の質、想定されたリスクへの対応、想定外の変化や問題発生時の対応

負のインパクト(環境社会配慮)に必要な対応をしたか

事業の難易度が高い場合や新たな課題に挑戦する場合、事業関係者として特別な役割・貢献をしたか

・案件選定・審査、出融資実行、取引管理、回収・売却等に関して、定められた手続が遵守されているかどうかを確認する。

・手続の原則が守られていたにも関わらず、JICA のリスク軽減の観点から不十分な点があった場合は、その点に着目する。また、手続きで定められた以外であっても、必要に応じて行われた予防・対処的な何らかの対応が JICA のリスク軽減につながった場合は、その点にも着目する。

JICA のアディショナルリテ

・海外投融資事業による資金提供が必要であった背景や海外投融資事業の承認時の要件(既存の金融機関による出融資では事業が成立しないことが認められること、JICA の支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること、等)を記載し、実際にどうであったかを確認する。

(例)

金融的側面におけるアディショナリティ:

他の民間金融機関では対応が難しい資金ニーズに対応している、民間資金の呼び水効果、革新的な資金提供メカニズムを実現している、等。

非金融的側面におけるアディショナリティ:

民間セクター開発に係る効果(※)、政治的リスク・カントリーリスクの軽減、相手国政府機関との仲介機能・触媒的役割を果たしている、制度改革に係る効果、等。

日本の支援の意義:

日本の技術の優位性、日本が支援するからこそ期待できる開発効果の増大、日本の裨益、等。

※ 投資環境改善、市場経済促進、競争促進、デモンストレーション効果、民間セクターに資するインフラの実現等の期待される効果。事前評価表等で予め事業の目的に設定されている場合や効果として発現が認められる場合には、有効性・インパクトとして記載。

提言

(円借款の評価基準に準じる)

- ・提言は、評価対象案件について、実施機関や JICA が提言を受けて具体的アクションをとることをイメージしたものとする。
- ・JICA に対する提言については、実現性がある内容とすべく、JICA 事務所等との意見交換を踏まえたものとする。

教訓

(円借款の評価基準に準じる)

- ・教訓は、事後評価対象案件ではなく今後の類似案件への適用を想定しており、一般的かつ汎用性のある形でまとめる。
- ・問題や好事例につながった要因や取り組みについて分析を行い導出する。

サブ・レーティングの主な視点(案)

	項目	サブ・レーティング基準		
		③	②	①
妥当性		開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、事業計画やアプローチが適切であった。	開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と一部合致しない点があり、且つ/または、事業計画やアプローチが一部適切ではなかった。	開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と合致しない点があり、且つ/または、事業計画やアプローチが適切ではなかった。
(視点)	事業実施の正当性はあるか(当該国での開発政策との整合性、日本の援助政策・JICAの援助方針との整合性)	政策・計画との整合性が高い。	政策・計画との整合性が高い。	政策・計画との整合性に重大な問題がある。
	事業実施の必要性(ニーズ)は高いか(ターゲットグループ/受益者層、対象地域、社会のニーズとの整合性)	ニーズとの整合性が高い。	ニーズとの整合性に一部問題がある。	ニーズとの整合性に重大な問題がある。
	事業計画やアプローチ(事業デザインのロジック)は適切であったか。	適切である。	一部適切ではない。	適切ではない。
有効性・インパクト		事業の実施により期待された目標は概ね達成され、効果が発現している。	事業の実施により期待された目標は一定程度達成されているものの、一部効果の発現に問題がみられる。	事業の実施により期待された目標の達成は限定的であり、効果が発現していないと考えられる。
有効性				
(視点)	(定量的効果(運用・効果指標の達成状況)) 期待された事業の効果は、目標年次において目標水準を達成しているか。	効果の目標値をほぼ達成した(目安80%以上)。	効果の目標値の達成率が限定的であった(目安50%以上80%未満)。	効果の目標値の達成率が低かった(目安50%未満)。
	(事業の財務分析) [海外投融資の対象となる「本事業」が単独もしくは借手/被投資会社の その他事業と区別が可能な場合(プロジェクトファイナンス等)] FIRRをWACCと比較して、定められた水準に達しているか。	$FIRR \geq WACC$	$FIRR \geq WACC \times 0.7$	$WACC \times 0.7 > FIRR$
	[海外投融資の対象が借手/被投資会社全体に対するもの又はその他 事業と区別できない場合(コーポレートファイナンス等)/サブプロジェクト を特定しない金融分野の案件の場合] ROICをWACCと比較して、定められた水準に達しているか。	$ROIC \geq WACC$	$ROIC \geq WACC \times 0.7$	$WACC \times 0.7 > ROIC$

	[ファンド案件の場合(複数案件を有しているもの)] 投資家に対するネット利益(ROE又はFIRR)をファンド加重平均資本コスト(FWACC)と比較して、定められた水準に達しているか。	ROE/FIRR >= FWACC	ROE/FIRR >= FWACC X 0.7	FWACC X 0.7 > ROE/FIRR
	[サブプロジェクトを特定した金融分野の案件の場合] 最終的な借手/被投資会社へのリーチが拡大したかどうか、対象となる金融機関のサポートフォリオの収益性が向上したかどうかを定量・定性的に確認する。	顕著な最終的な借手/被投資会社へのリーチの拡大、金融機関のサポートフォリオの収益性の向上が認められる。	最終的な借手/被投資会社へのリーチの拡大、金融機関のサポートフォリオの収益性の向上が認められる。	著しい最終的な借手/被投資会社へのリーチの拡大、金融機関のサポートフォリオの収益性の向上が認められない。
	事業の経済的利害関係者を定義し、彼らへの影響を定性的に判断して評価を行う。	想定通りの効果が発現しているか、マイナスの影響は発生していないか等を確認。		
インパクト(視点)	有効性評価の対象とした以外で、想定されていた効果・影響について、その発現状況を把握・分析する。また、事業の間接的・長期的な効果、当初想定していなかったインパクトについても分析を行う。事業が経済の歪みや汚職から利益を得ていないか、環境社会への配慮が十分されているかの分析を行い、評価判断に反映する。	想定通りの効果が発現している/マイナスのインパクトはない	効果の発現に一部問題画あった。/若干の(minor)マイナスインパクトがあった。	効果の発現に問題があった/深刻な(significant)マイナスインパクトがあった。
効率性		事業のインプット(費用及び期間)は、アウトプットに対して効率的である。	事業のインプットのうち費用あるいは期間のいずれかに問題がみられ、効率的とは言えない部分がある。	事業のインプットは、アウトプットに対して効率的ではなかった。
(視点)	事業期間/事業費は計画通りであったか(アウトプット達成度を考慮の上、計画と実績を比較する)。	目安:計画の100%以下	目安:計画の100%超150%以下	目安:計画の150%超
持続性		本事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。	本事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]の一部に問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。	本事業は、借入人/被投資会社の[体制/技術/財務状況]に問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は低い。
(視点)	借入人/被投資会社の組織・体制/技術/財務面から効果の持続性が見込まれるか。	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織・体制・技術・人材・財源が確保されている。	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織・体制・技術・人材・財源確保に一部問題があるが、改善の見通しがある。	事業効果の継続、資機材の運営維持管理に必要な組織・体制・技術・人材・財源が、大きく不足している。

別添 2 海外投融資評価方針スケルトン／事前事後比較表（ひな形）（案）

20XX 年度：海外投融資事業 外部事後評価業務 評価方針スケルトン／事前事後比較表（ひな形）

留意点（全体）：

- ①既存資料等から引用して記載する際は、ポイントを整理して転載する。
- ②引用資料について出所を記載する（ページ数も含む）。
- ③本資料の事前評価時の記載事項は、「事業事前評価表」「審査調書」に基づく。
- ④差異分析欄では、評価方針で立てた項目ごとに分析を行う。評価方針で立てた項目に関し、現地調査を通じてデータ不足や関連がない等が判明した場合についてもその旨を記載すること（評価方針スケルトンから比較表に移る際は、原則、評価方針で立てた項目自体を残したまま、差異分析結果を記述すること）。また、比較表作成時は、事後評価時欄・差異分析欄とも、現地調査を通じて新たに判明した情報・項目については現地調査後に補足したことがわかる形で追記すること。

外部評価者：氏名（所属先）

国名	(JICA 規程（総務部通知「国名表記及び国の地域分類について」）に準拠)								
案件名									
借入人／出資先									
融資／出資実行総額（JICA 提供）	●百万円								
融資契約／出資契約調印日（JICA 提供）									
回収／退出期限（JICA 提供）	利率／配当、返済条件／退出方針、その他								
環境カテゴリ及び適用環境社会配慮ガイドライン	環境カテゴリ： 適用ガイドライン：								
事業目的	「 <u>アウトプット（対象地域において●●すること）</u> により、 <u>アウトカム（効果）</u> を図り、もって <u>インパクト</u> に寄与する」								
海外投融資附帯プロジェクト	事業期間： 年 月～ 年 月／ 事業費： 百万円 プロジェクト目標： 成果：								
関連事業（if any）	技術協力	円借款	無償資金協力	その他国際機関、援助機関等					
その他（留意すべき評価の視点等）	※ 既存評価結果（過去の同種案件の評価結果や関連する他ドナーの案件評価など）や関連案件の状況等から、特筆すべき評価の視点を記載。また、評価を行う上での留意点や効果発現の確認のために、審査時及び実施期間中に追加・修正された指標以外のデータの確認や追加指標の設定を行う場合は、それらの内容とそれを確認することが必要な理由も記載する。								
総合レーティング		妥当性		有効性（イ		効率性		持続性	

				ンパクト)				
--	--	--	--	-------	--	--	--	--

項目	審査時（年）	事後評価前現状把握 ／事後評価時	評価方針／差異分析
妥当性：③／ ②／① （1次調査終了後にレーティングを記入）	(1) 開発政策との整合性	(1) 開発政策との整合性	
	(2) 開発ニーズとの整合性	(2) 開発ニーズとの整合性	
	(3) 日本の援助政策との整合性	(3) 日本の援助政策との整合性 （評価部）審査に日本が重視していた分野であっても、その後、当該分野において一定の改善が確認されたなどの理由で、より緊急性を要するセクターへ重点分野が移行する可能性なども否定できず、従って事前のみを確認することとしている。	
		(4) 事業計画やアプローチ等の適切さ	
<妥当性のまとめ>（方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する） ※ 比較表作成時には、サブ・レーティングに至るロジックを記載する。			
有効性：③／ ②／① （1次調査終了後にレーティングを記入）	(1) 定量的効果（運用・効果指標の達成状況） 【運用指標】 ① …… ② …… 【効果指標】 ① …… ② ……	(1) 定量的効果（運用・効果指標の達成状況） 【運用指標】 ① …… ② …… 【効果指標】 ① …… ② ……	
	(2) 事業の財務分析	(2) 事業の財務分析	

項目	審査時（年）	事後評価前現状把握 ／事後評価時	評価方針／差異分析
	FIRR／ROIC／ROE：％ WACC／FWACC：％ (3) 事業の経済分析（参考数値） EIRR／EROIC／EROE：％ WACC／FWACC：％ (4) 定性的効果 ① …… ② ……	FIRR／ROIC／ROE：％ WACC／FWACC：％ (3) 事業の経済分析（参考数値） EIRR／EROIC／EROE：％ WACC／FWACC：％ (4) 定性的効果 ① …… ② ……	
インパクト （有効性のレ ーティングに 含む）	(1) インパクト ① 定量的効果 ② 定性的効果 (2) その他正負のインパクト ① 自然環境へのインパクト ② 住民移転・用地取得 ③ その他正負のインパクト	(1) インパクト ① 定量的効果 ② 定性的効果 (2) その他正負のインパクト ① 自然環境へのインパクト ② 住民移転・用地取得 ③ その他正負のインパクト	
	<有効性・インパクトのまとめ>（方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する） ※ 審査時に想定された事業効果（有効性・インパクト）がいかに実現されたか分析し、その分析をもとにどのように最終的なサブ・レーティングを導出したか（各指標の軽重判断も含む）についてのロジックを記載。		
効率性：③／ ②／① （1次調査終了 後にレーティ ングを記入）	(1) アウトプット	(1) アウトプット	
	(2) インプット ① 事業費 ② 事業期間 ●●年●月～●●年●月（●年●カ月、●●カ月）	(2) インプット ① 事業費 ② 事業期間 ●●年●月～●●年●月（●年●カ月、●●カ月）	

項目	審査時（年）	事後評価前現状把握 ／事後評価時	評価方針／差異分析
	＜効率性のまとめ＞（方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する）		
持続性：③／ ②／① （1次調査終了 後にレーティ ングを記入）	(1) 事業者の体制	(1) 事業者の体制	
	(2) 事業者の技術	(2) 事業者の技術	
	(3) 事業者の財務	(3) 事業者の財務	
	(4) 事業者の運営・維持管理状況	(4) 事業者の運営・維持管理状況	
	＜持続性のまとめ＞（方針案作成時は記入不要。事前事後比較表時に記入する） ※ 上記(1)～(4)の各項目の状況を勘案した上で、どのように最終的なサブ・レーティングを導出したかのロジックについて記載。		

役割・貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有用な提言・教訓導出に資すると考えられる場合に記載する。JICA等の関係者が事業目的を達成するために審査／計画時や事業実施中に果たした役割、貢献について分析する。主な分析の観点として以下が上げられるが、必ずしもこれらに限定されない。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業計画時の対応の適切性（事前調査の質、想定されたリスクへの対応） ✓ 事業計画遂行にあたっての対応の適切性、案件監理の質（想定外の変化や問題発生時の対応。効果的かつタイミング良くインプットの投入を行ったか。負のインパクト（環境社会配慮等）に必要な対応をしたか） ✓ 事業の難易度が高い場合や新たな課題に挑戦する場合、事業関係者として特別な役割・貢献をしたか。 ・ 案件選定・審査、出融資実行、取引管理、回収・売却等に関して、定められた手続が遵守されているかどうかを確認する。手続の原則が守られていたにも関わらず、JICAのリスク軽減の観点から不十分な点があった場合は、その点に着目する。また、手続きで定められた以外であっても、必要に応じて行われた予防・処理的な何らかの対応がJICAのリスク軽減につながった場合は、その点にも着目する。
アドিশヨナ リティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外投融資事業による資金提供が必要であった背景や海外投融資事業の承認時の要件（既存の金融機関による出融資では事業が成立しないことが認められること、JICAの支援による付加価値が発揮されることが事業実施に不可欠と判断されること、等）を記載し、実際にどうであったかを確認する。 (例)

	<p>金融的側面におけるアディショナリティ： 他の民間金融機関では対応が難しい資金ニーズに対応している、民間資金の呼び水効果、革新的な資金提供メカニズムを実現している、等。</p> <p>非金融的側面におけるアディショナリティ： 民間セクター開発に係る効果（*）、政治的リスク・カントリーリスクの軽減、相手国政府機関との仲介機能・触媒的役割を果たしている、制度改革に係る効果、等。</p> <p>日本の支援の意義： 日本の技術の優位性、日本が支援するからこそ期待できる開発効果の増大、日本の裨益、等。</p> <p>* 投資環境改善、市場経済促進、競争促進、デモンストレーション効果、民間セクターに資するインフラの実現、等。</p>
提言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果から実施機関に提言すべき事項（改善策等）について、対象機関（誰が）、対応すべき課題（何のために）、課題への対応策（具体的に何をすべきか）、時期（いつまでに）を明確に記載。 <p>(1) 実施機関への提言</p> <p>(2) JICA への提言</p>
教訓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教訓については見出し文を作成。実施中および今後の JICA 案件の形成・監理に有用となる事項（グッドプラクティス・留意点）について、<u>本評価で確認された課題・グッドプラクティスの内容、教訓となりうる理由、やっておいてよかった／やるべきだった対応策（いつ、どこで、誰が、何を）</u>を明確に記載。
その他 (コラム、詳細分析の概要等)	

別添3 海外投融資外部事後評価報告書作成要項・ひな形（案）

事後評価報告書の項目立て（海外投融資）

0 要旨

1. 事業の概要

- 1.1. 事業の背景
- 1.2. 事業の概要

2. 調査の概要

- 2.1. 外部評価者
- 2.2. 調査期間
- 2.3. 評価の制約

3. 評価結果

3.1. 妥当性

- 3.1.1. 開発政策との整合性
- 3.1.2. 開発ニーズとの整合性
- 3.1.3. 日本の援助政策との整合性

3.2. 有効性

- 3.2.1. 定量的効果（運用・効果指標）
- 3.2.2. 定性的効果
- 3.2.3. 事業の財務分析
- 3.2.4. 事業の経済分析

3.3. インパクト

- 3.3.1. インパクトの発現状況
- 3.3.2. その他、正負のインパクト

3.4. 効率性

- 3.4.1. アウトプット
- 3.4.2. インプット
 - 3.4.2.1. 事業費
 - 3.4.2.2. 事業期間

3.5. 持続性

- 3.5.1. 事業者の体制
- 3.5.2. 事業者の技術
- 3.5.3. 事業者の財務

3.5.4. 事業者の運営・維持管理の状況

3.6. 結論

4. 役割・貢献／アディショナルリテ

4.1. JICA の役割・貢献

4.2. JICA のアディショナルリテ

5. 提言・教訓

5.1. 提言

5.1.1. 実施機関への提言

5.1.2. JICA への提言

5.2. 教訓

注) 項目立てについては原則変更不可。ただし、上記に示した項目よりさらに細分化して記述する場合には必要に応じて項目を追加することは可能。

事後評価報告書のひな型 <海外投融資>

国名

20XX 年度 外部事後評価報告書
海外投融資「事業名」

外部評価者：所属先 氏名

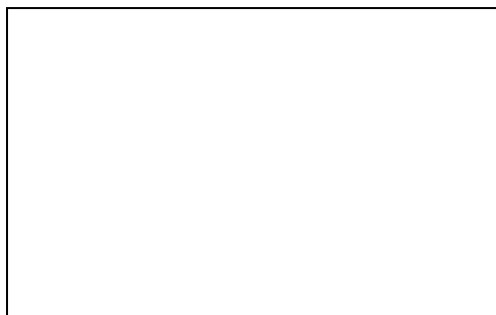
0. 要旨

「3.6 結論」を転記し、要旨に代用する。

1. 事業の概要



事業位置図



事業を表す代表的な写真

1.1 事業の背景

事業が実施されるに至った背景について審査調書、事業計画・出融資案件概要、案件計画調書等を参考として、後述の「目的」や「妥当性」とは内容を区別して記載する（20 行程度）。

1.2 事業概要

JICA 貸与資料/事前事後比較表から事業目的を転記する。以下の定型どおりの記載がない事業については、事実関係は保ちつつ定型に沿って記載する。

「アウトプット（対象地域において〇〇すること）により、アウトカムを図り、もってインパクトに寄与する」

出融資承諾額/実行額	百万円
出融資契約書調印	年 月
出融資実行完了 (退出予定日)	年 月
出融資契約条件	利率／配当 % 返済条件／退出方 針

	その他
事業者	年 月
関連調査等	年 月
関連事業 (事業名、期間、金額、概要)	

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

氏名 (所属)

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：20〇〇年月～20〇〇年〇〇月

現地調査：20〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日、20〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日

2.3 評価の制約

3. 評価結果（レーティング：A/B/C/D⁷）

3.1 妥当性（レーティング：③/②/①⁸）

開発政策と開発ニーズは、事前評価時と事後評価時を比較したこと、日本の援助政策は事前評価時を確認したことが分かるように記載する。

- 3.1.1 開発政策との整合性
- 3.1.2 開発ニーズとの整合性
- 3.1.3 日本の援助政策との整合性

まとめとして、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入。定型文の挿入に際しては前後の文脈や文章のつながりを考慮のうえ、適宜調整を行うこと。文脈なく、突然定型文を置くということはない（妥当性に限らず、以下すべての該当箇所において同様）。

③	以上より、本事業の実施は〇〇の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、妥当性は高い。
②	以上より、本事業の実施は〔〇〇の開発政策/開発ニーズ/日本の援助政策〕と一部合致しない点があり、妥当性は中程度といえる。

⁷ A：「非常に高い」、B：「高い」、C：「一部課題がある」、D：「低い」

⁸ ③：「高い」、②：「中程度」、①：「低い」

①	以上より、本事業の実施は○○（理由）により、[○○の開発政策/開発ニーズ/日本の援助政策] と合致しない点があり、実施の妥当性は低い。
---	---

3.2 有効性⁹（レーティング：③/②/①）

3.2.1 定量的効果（運用・効果指標）

定量的効果の下に、運用指標と効果指標を可能な限り別立てて記述する。

運用・効果指標については以下の表を定型として使用（表番号も適宜付記）。

	基準値	目標値	実績値		
	○年	○年	○年	○年	○年
指標 1					
指標 2					
指標 3					

出所：JICA 提供資料、実施機関提供等

注：（本表を読む上で参考となる情報を記載。例：目標値は審査調書・事前評価表以外のソース、実績値の不備等）

3.2.2 定性的効果

3.2.3 事業の財務分析

3.2.4 事業の経済分析（参考数値）

参考値として計算した場合にのみ記載する。

3.3 インパクト

3.3.1 インパクトの発現状況

3.3.2 その他、正負のインパクト

対象地域及び周辺住民へのひ益、自然環境へのインパクト、住民移転・用地取得等。

有効性・インパクト評価のまとめの最後に、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入する。

③	以上より、本事業の実施によりおおむね計画どおりの効果の発現がみられ、有効性・インパクトは高い。
②	以上より、本事業の実施により一定の効果の発現がみられ、有効性・インパクトは中程度である。
①	以上より、本事業の実施による効果の発現は計画と比して限定的であり、有効性・インパクトは低い。

⁹ 有効性の判断にインパクトも加味して、レーティングを行う。

3.4 効率性（レーティング：③/②/①）

3.4.1 アウトプット

3.4.2 インプット

3.4.2.1 事業費

事業費の記述にあたっては以下の文言を使用する。

③	計画内に収まった（100%未満）/計画どおりであった。（100%の場合）
②	・計画を上回った。（100%超 150%以下） ・[計画内に収まった/計画どおりであった] が、〇〇に見合わないものであった。
①	計画を大幅に上回った。（150%超）

サブ・レーティング判断には含めないが、出資の退出見通し（延期の有無、プット・オプションの履行）、融資の返済期間等について、重要な情報や経緯があれば、記載する。

3.4.2.2 事業期間

事業期間の記述にあたっては以下の文言を使用する。

③	計画内に収まった（100%未満）/計画どおりであった。（100%の場合）
②	・計画を上回った（100%超 150%以下） ・[計画内に収まった/計画どおりであった] が、〇〇に見合わないものであった。
①	計画を大幅に上回った。（150%超）

サブ・レーティング判断には含めないが、出資に見合う配当の入金状況、売却予定価額、評価損の計上、融資元利金の支払い状況、引当金の計上等について、重要な情報や経緯があれば、記載する。

効率性評価のまとめとして、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入。

③	-③③	以上より、本事業は事業費、事業期間ともに [計画どおりであり/計画内に収まり] 効率性は高い。
②	-③② -③① -②③ -①③	以上より、本事業は [事業費/事業期間] については [計画どおりであった/計画内に収まった] もの、[事業費/事業期間] が計画を上回ったため、効率性は中程度である。
	-②②	以上より、本事業は事業費、事業期間ともに計画を上回ったため、効率性は中程度である。
①	-②① -①②	以上より、本事業は [事業費/事業期間] が計画を上回り、[事業費/事業期間] が計画を [大幅に] 上回ったため、効率性は低い。

-①①	以上より、本事業は事業費、事業期間ともに計画を大幅に上回ったため、効率性は低い。
-----	--

3.5 持続性（レーティング：③/②/①）

- 3.5.1 事業者の体制
- 3.5.2 事業者の技術
- 3.5.3 事業者の財務
- 3.5.4 事業者の運営・維持管理の状況

各項目の評価判断を明確に各項目の文末に記載する。

持続性評価全体のまとめとして、レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入する。

③	以上より、本事業は体制、技術、財務、運営維持管理の状況ともに問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。
②	以上より、本事業は〔体制/技術/財務/状況〕に軽度な/一部問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。
①	以上より、本事業は〔体制/技術/財務/状況〕に重大な問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は低い。

3.6 結論

（要旨と同一であることを念頭に）①事業の目的・概要が分かる1文を記載。②各評価項目における評価結果のポイントを簡潔にまとめる。③レーティング結果に応じて以下の定型文を挿入し、報告書を締めくくる。

A/B/D：「以上より、本事業の評価は〔非常に高い/高い/低い〕といえる。」

C：「以上より、本事業は一部課題があると評価される。」

（A～Dは上記文中に記載しない。）

全体で10～15行程度を目安とし、過不足なく簡潔に記載すること。

4. 役割・貢献／アディショナリティ

4.1 JICAの役割・貢献

4.2 JICAのアディショナリティ

5. 提言・教訓

5.1 提言

- 5.1.1 事業者への提言
- 5.1.2 JICAへの提言

特にない場合は「なし」と記載すること（その場合も項目は削除しない）。

5.2 教訓

具体的な小タイトルを作成

教訓の内容を簡潔に表現した参照しやすい見出し（件名）を明記する。

以上

別添 4 海外投融資内部評価結果票ひな形（案）

案件別事後評価(内部評価)評価結果票:海外投融資

評価実施部署:民間連携事業部(○年○月)

国名 XX	<案件名>

I 案件概要

事業の背景	
事業の目的	
実施内容	
出融資承諾額/実行額	百万円/ 百万円
出融資契約書調印	年 月
出融資実行完了 (退出予定日)	年 月
出融資条件	利率/配当
	返済条件/退出方針
	その他
事業者	
関連調査等	
関連事業 (事業名、期間、金額、概要)	

II 評価結果

【評価の制約】

.

【留意点】

.

1 妥当性
【審査時・事後評価時の●●政府の開発政策との整合性】
【審査時・事後評価時の●●政府における開発ニーズとの整合性】
【審査時における日本の援助方針との整合性】
【事業計画やアプローチの適切性】
【評価判断】 以上より、本事業の妥当性は[高い/中程度である/低い]。
2 有効性・インパクト

(有効性)

【定量的効果(運用・効果指標)の確認】

指標	基準値	目標値 ●年 融資/出資●年後	目標年(実績) ●年	事後評価時実績 ●年●月
指標 1				
指標 2				

出所:

(運用効果指標の分析)

【定性的効果】

【事業の財務分析】

(審査時) ●%(計算過程、条件等)
(事後評価時) ●%(計算過程、条件等)
(基準値との比較、分析)
(その他の財務パフォーマンス指標の分析)

【事業の経済分析】

(審査時) ●%(計算過程、条件等)
(事後評価時) ●%(計算過程、条件等)
(基準値との比較、分析)

(インパクト)

【インパクトの発現状況】

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、●●と判断され、審査時にカテゴリ●に分類された。事後評価時において・・・

【評価判断】

以上より、[本事業の実施によりおおむね計画どおりの効果の発現がみられ、有効性・インパクトは高い/本事業の実施により一定の効果の発現がみられ、有効性・インパクトは中程度である/本事業の実施による効果の発現は計画と比して限定的であり、有効性・インパクトは低い]。

3 効率性

【事業期間/出融資期間】

【事業費/出融資額】

したがって本事業の効率性は高い/中程度である/低い。

4 持続性

【体制面】

【技術面】

【財務面】

【評価判断】

以上より、本事業は、体制面、技術面、財務面、維持管理状況、いずれも問題なく、本事業によって発現した効果の持続性は高い。

以上より、[体制面/技術面/財務面/維持管理状況]に(一部)問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

以上より、[体制面/技術面/財務面/維持管理状況]に重大な問題があり、本事業によって発現した効果の持続性は低い。

5 総合評価

本事業は～

以上より、総合的に判断すると、本事業の評価は非常に高い/高い/低いといえる。(本事業は一部課題があると評価される)

Ⅲ JICA の役割・貢献、アディショナルリティ

1 JICA の役割・貢献

【手続の遵守状況】

【JICA 等の関係者が事業目的を達成するために果たした役割、貢献】

2 JICA のアディショナルリティ

【JICA による支援の必要性(他の金融機関による貸付・融資可能性、カントリーリスクの軽減効果、民間資金の呼び水効果等)】

Ⅳ 提言・教訓

実施機関への提言:

・

JICA への教訓:

・

(写真)

キャプション

(写真)

キャプション